

## 道路後退等をされた場合の電柱移設について

### 道路後退等をされた場合の電柱移設

幅員が4mに満たない道路に面した敷地において建築工事等を行う場合、ブロック塀や側溝を後退し道路を拡幅することや2方向の道路に接する敷地で新たに角切りをすることによって電柱が元の位置に残り、結果的に道路に突出した形となってしまうことがあります。

この結果、緊急車輛等の通行や歩行者の通行の支障となることがありますので、突出することになってしまう電柱の移設にご協力をお願いします。

なお電柱の管理者の相談窓口は次のとおりです。

#### 関西電力(株)の電柱の場合

〒561-0817

豊中市浜4丁目2-2

関西電力送配株式会社 北摂配電営業所

電話 0800-777-3081

#### NTT西日本(株)の電柱の場合

電話 116

問い合わせ先

豊中市 都市計画推進部 建築審査課

第二庁舎 5階 TEL 06-6858-2860